**『特定給食施設・多数給食施設とは』**

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、１回100食以上又は１日250食以上の食事を供給する施設を「特定給食施設」（法第20条及び法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）第5条による施設）、１回50食以上又は１日100食以上の食事を供給する施設を「多数給食施設」（「多数給食施設設置等届出要綱」（平成16年４月12日地保第68号。以下「要綱」という。））として区分する。

**○「特定」の捉え方**

施設を利用して給食の提供を受ける者がほぼ同一であるものとする。

**○「継続的」の捉え方**

給食の提供が概ね１ヶ月以上継続するものとする。

○１ヶ月以上：日本人の食事摂取基準では、習慣的な摂取を把握するため又は管理するために要する期間をおおむね「１ヶ月間程度」という考え方を示しているため、１ヶ月以上のものを継続的とする。

**○「食数」の捉え方**

（１）定員数の定めがある施設の場合

病院、介護老人保健施設、社会福祉施設、児童福祉施設等の各食の給食数は、原則として許可病床数又は入所定員数とする。

　ただし、管理栄養士必置特定給食施設として指定を受けている施設については、食数の増減により指定の有無を判断する必要性があるため、許可病床数又は入所定員数の他、食数についても配慮が必要となる。

（２）（１）以外の施設の場合

１日あたりの食数は、１ヶ月間の延べ給食数を給食日数で割った数とし、各食の給食数も同様の扱いとする。

例）

朝食：30食　昼食：120食　夕食50食の給食施設の場合は、１日の食数は200食で多数給食施設となるが、昼食が100食を超えているため、この施設は特定給食施設となる。

（３）給食数の把握

間食（おやつ含む）、検食、保存食は含めないこととするが、経管栄養は食数に含めること。

（４）厨房を複数の施設で共有している場合の取り扱い

施設の性格、職員の配置状況等から判断し、給食事業の管理運営がそれぞれ独立したものとみなされる場合は、施設ごとに届出対象施設とする。

（５）給食施設が複数の施設に食事を供給している場合の食数の取り扱い

　　　給食施設が、定員（床）のある複数の施設に食事を供給する以下のような場合は、その食事も食数に含めることとする。

　　ア　介護老人保健施設が通所リハビリテーション事業を行っている場合。

　　イ　特別養護老人ホームが老人短期入所事業（ショートスティ事業）や老人デイサービス事業を実施している場合。

　　ウ　その他届出給食施設以外への給食を提供している場合。

（６）給食施設が複数の施設に食事を供給している場合の届出の取り扱い

施設毎の給食数が届出の必要な食数を満たさない場合であっても、各施設の食数を合算することで届出が必要な食数に達する場合、各施設の栄養管理が一元的になされていれば届出対象施設とする。

（７）職員食の取扱い

　　　施設の利用者ではなく、当該給食施設で就労し、給食の提供を受けるものについては、原則的にその対象には含めないこととする。

ただし、職員のみの食数が道で規定する食数の規定を上回る場合には、栄養管理を要する給食施設として取り扱うこととする。